

【新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大防止に向けての延長対応について】

関係者各位

当社は、政府の新型コロナウイルス感染症予防のための緊急事態宣言を受け、全社において、業務に支障のない範囲で、基本的に在宅勤務に移行しております。

在宅勤務期間は2020年4月8日より緊急事態宣言解除の日までとしており、2020年5月4日付にて当該緊急事態宣言が2020年5月末までと延長されたことから、当社においても当該対応を延長させていただきます。

その間のお客様からのお問合せや業務打合せについては、電話やメールなどを活用し、可能な限り通常業務の遂行に支障のないよう努めてまいります。

関係者各位には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、よろしくご理解の程お願い申し上げます。

2020年5月7日  
川崎地質株式会社